

令和7年3月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和7年3月10日（月）午後2時 田辺市庁舎 1階 多目的ホール3

農業委員数19名

出席者19名

1番 山崎 清弘 2番 田中 輝勇 3番 鈴木 一弘 4番 中嶋 正行
5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 谷本 喜久 8番 谷口 浩司
9番 坂本 隆英 10番 瀧川 裕司 11番 岡 潔 12番 玉置 伸
13番 上森 力 14番 山本 敏夫 15番 高田 幸安 16番 川井 洋之
17番 長嶺 博司 18番 松本 平男 19番 峯園 五郎

欠席者

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 事務員 近藤祐斗

会議録署名委員 7番 谷本 喜久 9番 坂本 隆英

議長 長 皆さんこんにちは、昨日からようやく少しずつ暖かくなってきましたが、今まで寒いうえに風が強かったので、梅の花が、特に田んぼはかなり散っております。うまく受粉できているのか、できていないのか、ちょっとそこらへんが心配なんですけども、何分自然が相手ですので、それはお任せせんと仕方ないなと思っております。現在いろんな物価が高騰を続けております。その中で、農業収入というのは不安定な状況が続いております。何とか、収入保険で食いつないでいるといったらおかしいんですけども、わずかですけど、補てんができていような状態になっております。ただ、これについては、本来の姿ではないので、何とか、農業収入が普通、気候も良くて、豊作とまでいかなくても平年作、農産物全体が適正な価格で、手入れも十分に反映された収入になるように、期待をしているところです。国の方では昨年、農政の憲法といわれている食料・農業・農村基本法というのが、25年ぶりに改正されまして、これに基づいて、現在、具体的な方向性を示す基本計画というのを、計画では今年度中に仕上げるということをお願いしておりますけども、その中の一つに、食料の価格形成の仕組みも検討すると、こういうようなことになっております。これは、できるかどうかかわからないんですけども、全部の農産物にはならないと思います。大体主要なものになると思うんですけども、一つの農産物を作るのにいろんなコストが、農薬とか、肥料とか色々あるんですけども、それを作るのにどれだけいるという一種表を作って、生産者は、小売業者に買っていただく場合は、そこで協議をして価格を決めていくというような、そういう風な取り組みを現在国の方ではしております。ただ、農業新聞なんかを見てみると、まだ具体的なものが示されていないので、まあ、そうは言いつつも、国がこういう風な困難な課題に本腰を入れて取り組んでいただいているというのは、我々農家にとっては大変ありがたいことだなと思います。具体的に、これが本来の安定的な農業収入につながっていくかどうかは、ちょっとわからない、不透明なところはあるんですけども、今後、農業新聞などで出される新たな情報に注視をしていきたいと思います。もし、そういう情報が皆さん方からあれば、そういった情報を入れていただいて、

私の方も、県の農業会議でもたまにそういう話を聞きますので、新たな情報があれば、また、この農業委員会の場でお伝えしたいと思います。それでは最初に、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定と、所有権移転についての申し出がありますので、併せて、事務局から説明をお願いします。

農振課 山崎

それでは、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、871㎡、他1筆、合計1,146㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、〇〇〇〇が3年間で22,500円、〇〇〇〇が3年間で15,000円、持参払い、期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,257㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,413㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、年間米1俵、持参払い、期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日の更新です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,856㎡、他3筆、合計4,134.41㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、4筆全体で年間50,000円、持参払い、期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、682㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のいちご、年間30,000円、持参払い、期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、2,027㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、年間米10kg、持参払い、期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,147㎡、他1筆、合計1,897㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日の更新です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、553㎡、他5筆、合計3,252㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、6筆全体で年間100,000円、口座払い、期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日の更新です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、9,376㎡の内2,000㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日の更新です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、893㎡、他4筆、合計3,309㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、5筆全体で年間33,000円、持参払い、期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日の更新です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、825㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年4月1日から令和12年12月31日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,159㎡、他1筆、合計3,063㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇

〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日の更新です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4, 694㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日の更新です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3, 370㎡、他2筆、合計6, 168㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日の更新です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、478㎡、他10筆、合計12, 246㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日の更新です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、170㎡、他9筆、合計5, 276㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜・水稻、期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日の更新です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、725㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日の新規です。18番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1, 585㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日の更新です。19番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、486㎡、他5筆、合計1, 703㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、貸貸借の水稻、6筆全体で年間白米20kg、持参払い、期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日の更新です。20番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、955㎡、他2筆、合計2, 427㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和7年4月1日から令和13年3月31日の更新です。21番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1, 360㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和7年4月1日から令和13年3月31日の更新です。22番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 031㎡、他5筆、合計6, 186㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の柑橘、期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日の新規です。23番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、930㎡、他2筆、合計2, 612㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和7年4月1日から令和16年9月30日の新規です。24番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、591㎡、他4筆、合計2, 538㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅・李、期間は令和7年4月1日から令和16年9月30日の新規です。25番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、303㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年4月1日から令和16年9月30日の新規です。26番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、833㎡、他2筆、合計3, 233㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅・李、期間は令和7年4月1日から令和9年9月30日の新規です。27番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、942㎡、他1筆、合計1, 728㎡、貸し手は

〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年5月1日から令和16年9月30日の新規です。28番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、933㎡、他2筆、合計2,594㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年4月1日から令和9年9月30日の新規です。29番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、593㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年4月1日から令和16年9月30日の新規です。30番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,080㎡、他3筆、合計5,063㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の柑橘・梅、期間は令和7年4月1日から令和22年3月31日の新規です。31番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、350㎡、他10筆、合計8,193㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、11筆全体で年間300,000円、口座払い、期間は令和7年5月1日から令和12年9月30日の新規です。32番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、7,733㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅・柑橘、期間は令和7年5月1日から令和17年4月30日の新規です。33番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,035㎡、他1筆、合計2,320㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、2筆全体で年間20,000円、口座払い、期間は令和7年5月1日から令和17年4月30日の新規です。34番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、847㎡、他1筆、合計8,043㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の柑橘、2筆全体で年間40,000円、口座払い、期間は令和7年5月1日から令和27年4月30日の新規です。35番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、348㎡、他1筆、合計360㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、2筆全体で年間1,000円、口座払い、期間は令和7年5月1日から令和17年3月31日の新規です。36番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、5,234㎡、他4筆、合計11,815㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、5筆全体で年間30,000円、口座払い、期間は令和7年5月1日から令和27年9月30日の新規です。37番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、522㎡、他4筆、合計3,224㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜・花卉、期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日の新規です。38番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、524㎡、他1筆、合計813㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和7年4月1日から令和13年3月31日の新規です。39番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4,534㎡の内2,300㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年5月1日から令和17年4月30日の新規です。40番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,032㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日の新規です。41番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,285㎡、

		貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年5月1日から令和9年2月28日の更新です。合計41件、125筆、133，157．41㎡、貸し手33名、借り手17名です。ご審議をよろしくお願いいたします。続きまして、利用権の変更について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2，389㎡、他3筆、合計7，839㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は令和3年8月1日から令和9年7月31日の新規でしたが、事業承継の為、借り手が〇〇〇、〇〇〇〇から〇〇〇、〇〇〇〇に変更となります。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1，417㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和6年3月1日から令和11年2月28日の新規でしたが、事業承継の為、借り手が〇〇〇、〇〇〇〇から〇〇〇、〇〇〇〇に変更となります。以上2件、ご審議の程よろしくお願いいたします。
農振課	宮本	続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による所有権移転について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1，075㎡、他1筆、合計3，745㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は梅、対価は100万円、支払方法、支払期限は口座払い、令和7年3月27日、所有権移転の時期は令和7年3月27日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、783㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は梅、対価は100万円、支払方法、支払期限は現金払い、令和7年3月27日、所有権移転の時期は令和7年3月27日です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、10，566㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は梅、対価は700万円、支払方法、支払期限は現金払い、令和7年3月27日、所有権移転の時期は令和7年3月27日です。合計3件、4筆、15，094㎡、売り手3名、買い手3名です。以上、ご審議よろしくお願いいたします。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。更新ですし、地元の中核的な農家ですので異議ございません。
議	長	はい、2番と3番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。更新ですので異議ございません。
議	長	はい、4番と5番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。更新ですので異議ございません。
議	長	はい、6番
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。〇〇さんはかなり幅広く水稻栽培をしておられる方です。異議ございません。
議	長	はい、7番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、8番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。更新ですので異議ございません。

議	長	はい、9番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。更新ですので異議ございません。
議	長	はい、10番と11番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、12番から15番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。更新ですので異議ございません。
議	長	はい、16番から19番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、20番と21番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ありません。
議	長	はい、22番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。借り手の〇〇君は去年から新規就農して、農地を借りながら頑張っております。異議ございません。
議	長	はい、23番から29番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、30番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。〇〇さんと〇〇さんは親戚関係です。特に異議ございません。
議	長	はい、31番と32番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。公社を通じた案件ですので異議ございません。
議	長	はい、33番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。親戚同士の貸し借りです。特に異議ございません。
議	長	はい、34番と35番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。先ほど22番で説明した〇〇君のと同じ案件です。異議ございません。36番の〇〇さんなのですが、今、〇〇〇〇で農業研修中です。3月一杯で研修を終了し、4月から新規就農されるということで、ここを借りるということです。異議ございません。
議	長	はい、37番と38番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。37番の〇〇さんは野菜作りを一生懸命頑張っておられる若手です。38番の〇〇さんは、梅も作られておりますが、田んぼも一生懸命されております。異議ございません。
議	長	はい、39番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、40番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。〇〇さんの件は、先月説明した案件の関連で、〇〇さんの農地を地域のもので面倒を見るとのことです。異議ございません。
議	長	はい、41番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。更新であり異議ございません。
議	長	はい、変更の1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子関係であり、事業承継のためということで、異議ございません。続いて変更の2番についてですが、先ほど36番で説明した〇〇さんのと同じ案件です。現在〇〇さん

は〇〇さんのところで研修中で、この農地を今度〇〇さんが借りるということです。異議ございません。

議 長 はい、以上４３件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、所有権移転の申し出について、逐条審議をお願いしますが、〇〇委員さんの案件がございまして、２番を除いて逐条審議をお願いします。１番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。あっせんの案件ですので異議ございません。

議 長 はい、３番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。同じくあっせんの案件ですので異議ございません。

議 長 はい、以上２件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは〇〇委員退席願います。

(〇〇委員退席)

議 長 それでは２番について、逐条審議をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。これについてもあっせんの案件です。異議ございません。

議 長 はい、２番について、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。〇〇委員どうぞ。

(〇〇委員着席)

議 長 以上で、基盤法に係る議案は終了いたしました。宮本君、山崎君、ありがとうございました。

(農振課 宮本 山崎退席)

議 長 はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日欠席委員さんは、ございません。全員出席でございます。本日の会議録署名委員に、７番谷本喜久委員さん、９番坂本隆英委員さんよろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第１号農地法第３条申請について、議案第２号農地法第５条申請について、議案第３号農地法第２条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第４号農地等売渡あっせん申出について、報告第１号農地等売渡あっせん成立について、報告第２号農地法施行規則第２９条第１項第１号による届出について、報告第３号農地使用貸借契約の合意解約通知について、を上程させていただきます。それでは議案第１号農地法第３条申請について、事務局の説明をお願いします。

近藤 事務員 １ページをお願いします。議案第１号農地法第３条申請を説明させていただきます。１番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は７６４㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。２番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は１１０㎡、他２筆、合計３８９㎡、譲渡人は〇〇〇、

〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は120㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,091㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,026㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は347㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は314㎡、他1筆、合計363㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は202㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は164㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は34㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は762㎡、他1筆、合計1,247㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は179㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。13番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は260㎡、他2筆、合計343㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。14番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は499㎡、他7筆、合計5,241㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。以上14件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

はい、ありがとうございます。それでは農地法第3条申請について、条審議をお願いしますが、〇〇委員さんと、〇〇委員さんの案件がございますので、4番と13番を除いて逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇さんは、〇〇さんと知人ですが、ほとんど〇〇〇〇で耕作をされているということを聞いております。異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。譲渡人の〇〇さんは農地を管理できない状態です。〇〇さんは今までもこの畑を借りて野菜を作っていたということです。異議ございません。

議	長	はい、5番と6番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんは親戚とのことです。異議はありません。6番の〇〇さんは元々〇〇〇〇出身で、高齢になった〇〇さんの土地を譲り受けたものです。これについても異議ございません。
議	長	はい、7番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。〇〇さんは他県からの移住者で、この梅畑が荒れていることを聞いて、梅を作りたいということです。異議ございません。
議	長	はい、8番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。営農計画書もついておりますし、異議ありません。
議	長	はい、9番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。この〇〇さんという方も移住者でございまして、この土地に隣接した家を借り入れまして、畑を作るということです。異議ありません。
議	長	はい、10番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、11番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ありません。
議	長	はい、12番と14番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、以上12件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。それでは〇〇委員退席願います。 (〇〇委員退席)
議	長	それでは4番について、逐条審議をお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。昨年の地域計画の際の聞き込みで、耕作者が耕作が困難といていた農地を、〇〇さんに耕作をお願いしたとのことです。異議ありません。
議	長	はい、4番について、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。〇〇委員どうぞ。 (〇〇委員着席)
議	長	それでは〇〇委員退席願います。 (〇〇委員退席)
議	長	それでは13番について、逐条審議をお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、13番について、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。〇〇委員どうぞ。
(〇〇委員着席)

議 長 続きまして、議案第2号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。

松平 係長 6ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は346㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は梅漬場、346㎡、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は当初抜となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している区域に近接している第2種農地です。この件については、資材置場等の転用に該当しますので、完了報告のあった日から3年間、6ヶ月ごとに事業の実施状況を報告していただくという条件を付して許可をされる旨を、農業委員会から提出する意見書に記載して、県に進達します。以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3月6日に、〇〇委員さん、局長、係長と私の4人で現地調査を行って参りました。久々の現地調査だったんですが、件数が少なく、9時半ごろには帰ってゆっくりするような、そんな感じでした。それでは5条申請について報告させていただきます。申請場所は〇〇〇〇より北へ約600m、現況は休耕田です。隣接状況については、同じような梅の樽を並べたところと、ビニールハウス、市道ともくっついています。隣接の同意もありますし、〇〇水利組合同意もあります。転用理由選定理由は、貸人は相続により取得しましたが、営農が困難となっていたところ、この度、話がまとまり、梅漬け場として転用するものです。期間の定めのない賃貸借契約を設定します。現状、道より少し下がっているので盛土40cmで同じ高さにして、梅漬けタンク(15樽)を置きます。排水等につきましては、雨水は自然浸透とするとのことです。他への影響もなさそうですし問題ないと思われます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現調委員さんに丁寧に報告していただいたとおりです。異議ございません。

議 長 以上1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。

松平 係長 7ページをお願いします。議案3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は

登記簿が畑、現況が雑種地、面積は381㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請者は、相続により取得しましたが、亡父が所有する以前から宅地用の進入路として利用され、現在に至っています。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。申請場所は〇〇〇〇より北へ約900m、今、〇〇〇〇の〇〇〇〇へ抜けるトンネルが作られているその入り口のすぐ上になります。その土地から北東方向に〇〇〇〇が見えるような、本当に上の方の土地です。現況は雑種地です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が畑と宅地と里道、西側が畑と里道、南側が市道、北側が宅地となっています。非農地となった経緯、理由については、先ほど事務局の説明のとおりです。近隣住民及び地元農業委員の証明もあり、特に問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地等売渡あつせん申出について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 8ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,774㎡、他3筆、合計4,713㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は50kg、希望価格は472万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,724㎡、他3筆、合計12,203㎡、〇〇〇〇の作物は梅、10アール当たりの収穫量は0kg、希望価格は250万円、〇〇〇〇は現在は何も植わっておりません。希望価格は250万円、〇〇〇〇の作物は梅、10アール当たりの収穫量は1,000kg、〇〇〇〇の作物は梅、10アール当たりの収穫量は1,000kg、希望価格は〇〇〇〇と〇〇〇〇合わせて60万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は504㎡、他1筆、合計984㎡、〇〇〇〇の作物はみかん、10アール当たりの収穫量は2,500kg、希望価格は20万円〇〇〇〇の作物はすもも、10アール当たりの収穫量は0kg、希望価格は20万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上3件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、地元委員さんの状況説明をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この4筆は一団の土地でございまして、南東向きの道路沿い、市道の下にある細長い畑の形をしておりまして、上の方はなだらか

なんですけども、下の一部はちょっと急傾斜になっております。草刈り等の管理はしております。モノラックはあり、入口は市道に隣接しております。以上です。

議 長
〇〇番 委員 はい、2番。
〇〇番〇〇です。〇〇〇〇ですけども、こちらは〇〇〇〇です。スプリンクラーもありますし、園内道もございます。この方の所有の農地が広いので、去年収穫をしていないので、収穫量が0になってます。次の〇〇〇〇については、耕作はしていませんが、草刈り等管理はしています。次の〇〇〇〇と〇〇〇〇は、隣り合わせの畑なんですけども、現状は耕作をしてもらっている状態です。この方はまだ若い60代なんですけども、広い面積を持っておられて、後継者はおられないので、あっせんを受けたいとのことなんです。以上です。

議 長
〇〇番 委員 はい、3番。
〇〇番〇〇です。場所は、〇〇〇〇より、1キロほど北に上ったところに〇〇〇〇があり、〇〇〇〇は〇〇〇〇のすぐ前にあります。現在すももの苗が植わっておりまして、棚が整備されております。道のすぐそばで平坦です。〇〇〇〇については、みかんなんですけども、〇〇〇〇から100m程北に行ったところにあり、道沿いでちゃんと管理されております。以上です。

議 長
委員 全員 はい、ありがとうございます。それでは議案第4号農地等売渡あっせん申出3件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。
議 長 異議なし。
委員 長 ないようですのであっせんすることにいたします。それではあっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。
委員 全員 異議なし。
議 長 それでは1番は〇〇〇〇の案件ですので、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名にお願いします。2番は〇〇〇〇の案件ですので、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名にお願いします。3番は〇〇〇〇の案件ですので、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名にお願いします。以上、あっせんについて、委員さん方大変ご苦労ですが、よろしくお願いします。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 9ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は1,244㎡、他3筆、合計3,419㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和7年2月14日、価格は27万5,000円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。2番、土地の所在は〇〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は798㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和7年2月16日、価格は48万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇、〇〇〇〇委員です。3番、土地の所在は〇〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、

現況共に畑、面積は835㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和7年2月16日、価格は64万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。以上3件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それではあっせんの顛末について報告をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2月14日1時半から、〇〇〇〇において、私と、〇〇委員、〇〇委員の3名と、当事者が集まりあっせんを行いました。〇〇さんは、この4筆ある畑のすぐ下に自宅があるという関係で、契約することができたという次第です。以上です。

議 長 はい、2番と3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2月の16日に〇〇さん宅で2番と3番をまとめてあっせんを行いました。2番については、希望価格が50万円だったんですが、現在休耕で何も植わってない状況だったので、48万円で話がまとまりました。逆に3番の方は希望価格60万円だったんですが、64万円で買ってもらいました。2番と3番の畑が隣接してまして、その上に買い手の〇〇さんの農地があるので、まとめて買ってもらいました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようですので農地等売渡あっせん成立の報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地法施行規制第29条第1項第1号による届出について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 10ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は307㎡の内27.30㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は鶏舎1棟、27.30㎡、転用面積27.30㎡です。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。ただいまの報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようですので報告とさせていただきます。続きまして、報告第3号 農地使用貸借契約の合意解約通知について、事務局の説明をお願いします。

近藤 事務員 11ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,080㎡、他3筆、合計5,063㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をする日は令和7年3月31日です。理由は新たな借人との契約のため、親子での使用貸借契約を解約し、県農業公社が行う農地中間管理事業にて使用貸借を行うためです。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は847㎡、他1筆、合計8,043㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をする日は令和7年4月30日です。理由は新たな借人との契約のため、親子での使用貸借契約を解約し、県農業公社が行う農地中間管理事業にて使用

貸借を行うためです。以上2件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。ただいまの報告について、ご意見、ご質問
 ございませんか。
 （なしの声あり。）

議 長 ないようですので報告とさせていただきます。続きまして、追加議案がご
 ざいですが、上程させていただいてよろしいでしょうか。
 （異議なしの声あり。）

議 長 はい、それでは、議案第1号農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱
 について事務局の説明をお願いします。

松平 係長 議案第1号農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱についてです。農
 地利用最適化推進委員候補者、氏名〇〇〇〇、年齢43歳、担当区域〇〇
 〇〇、推薦者〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇です。農業委員会の農地利用
 最適化推進委員の委嘱について、農業委員会等に関する法律第17条に基
 づき、本市農業委員会の農地利用最適化推進委員に次の者を委嘱したいの
 で、農業委員会の承認を求めるものでございます。推進委員候補者につい
 ては「田辺市農地利用最適化推進委員選任に関する規程」に基づき、令和
 7年2月6日から3月5日までの1か月間、広報2月号及び市ホームペー
 ジ上等において募集いたしました。その結果、定数1人に対して、農業者
 からの推薦による1名の応募がございました。1人については、お手元
 にお配りしている議案に氏名、年齢、担当区域、推薦者又は推薦団体名、応
 募の別を記載していますが、ホームページ上においても公表いたしました。
 推進委員の委嘱に関しては、法律に「農業委員会は、農地等の利用の最適
 化の推進に熱意と識見を有する者のうちから委嘱しなければならない」と
 書かれておりまして、提出された、経歴、農業経営の状況、推薦者の推薦
 理由から判断して、この要件は十分に満たしておられると判断しておりま
 す。逆に、「推進委員となることができない者」として、法律に「破産して
 未だ復権していない者又は禁固以上の刑に処せられ執行を終わっていない
 者」とありますが、この要件に関しては、「推進委員になることができない
 者」に該当していない旨を確認しておりますので、資格要件を欠く候補者
 はいないものと考えております。次に、候補者の選考につきましては、「田
 辺市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会運営規程」に基づき、市農
 業委員会が、〇〇〇〇を委員長とする推進委員選考委員会に候補者の選考
 を求めましたところ、本日定例委員会前に選考委員会を開き、その結果、
 選考委員4人の合議により、〇〇〇〇氏を推進委員候補者とすることに決
 定いたしましたことをご報告いたします。以上でございます。ご審議の程
 よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問等ご
 ざいませんか。
 （なしの声あり。）

議 長 はい、それではこれよりお諮りしてよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それではお諮りいたします。〇〇〇〇さんを農地利用最適化推進委員とし

		て委嘱することにご異議ございませんか。
委員	全員	異議なし。
議	長	ご異議ないようです。それでは、さように決しました。それではその他の 案件でございます。2月の県の農業会議に提出致しました5条申請2件が 無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件す べて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事 務局から報告があればお願いします。
近藤	事務員	(田辺市賃借料情報について説明)
松平	係長	(経営基盤強化促進法による所有権移転登記ができなくなることに對して の、今後のあっせん申出の取扱いについて説明)
議	長	今日あった質問については、次の委員会までに公社に確認して報告するこ ととさせていただきます。長時間に亘り慎重にご審議いただきまして有難 うございました。本日はこれで閉会といたします。

〇〇時〇〇分終了